

平成 23 年 7 月 1 日
新潟大学動物実験倫理委員会

平成 22 年度 新潟大学における動物実験等の実施状況に関する自己点検・評価について

新潟大学では、動物実験倫理委員会において、平成 22 年度の本学における動物実験等の実施状況等に関して、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第 71 号、以下「基本指針」という）に対する適合性について自己点検・評価を行なった。

その結果、全体的には概ね基本指針に適合していたが、一部に改善の余地が認められたところがあった。それらについては具体的な改善の方針を立てた上で、今後もさらなる動物実験の適正化に向けて取り組んでゆく。

なお、点検項目と評価、浮かび上がった主な課題とその改善方針は、以下のとおりである。

I. 規定及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

動物実験等に関する学内の諸規程は、基本指針に適合して策定されている。

2. 動物実験倫理委員会

動物実験倫理委員会は、基本指針に示された有識者により構成して設置され、適正に運営されている。また、動物実験計画書の第一次審査等を担当するために、動物実験倫理委員から選出された小人数の委員と動物実験倫理委員会委員長が指名した者、若干名で構成される動物実験計画検討専門委員会も必要な業務を適切に遂行している。

3. 動物実験の実施体制

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的・化学的に危険な動物実験、感染動物実験、飼育環境の保全、遺伝子組換え動物実験等）の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。なお、飼養保管施設外の実験室で遺伝子組換え実験が行われる場合の審査手続きが、動物実験倫理委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会の二委員会が関与しているために煩雑であった点を改善し、平成 23 年度には、両委員会が密に連絡を取りあうこととした。

5. 実験動物の飼養保管の体制

実験動物の飼養保管体制は概ね適正に整備されている。動物実験施設外の小規模飼養保管施設の一部に改善すべき点があり、各飼養保管施設における微生物モニタリング等の実施要項について検討の必要がある。

6. 機関の長の責務

基本指針では、機関の長は実験等実施の最終的な責任を有することとされており、本学においても、前述の諸規程及び実施体制による最終的な責任者として十分に機能している。

II. 実施状況

1. 動物実験倫理委員会

動物実験倫理委員会は、学内の諸規程に定められた機能を果たしている。

2. 動物実験の実施状況

動物実験計画書の立案、審査、承認は概ね適正に実施されている。現段階では、動物実験計画の大多数が数年に渡って継続されること、また、動物実験結果報告書の提出期限が明確とされていないことから、提出期限を明確化し、結果報告を周知徹底する必要がある。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験等は、安全かつ適正に実施されている。特に遺伝子組換え動物の管理には、動物実験倫理委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会の下で、カルタヘナ法に準じた指導を行っている。

4. 実験動物の飼養保管状況

実験動物の飼養保管は、飼養保管手順書等により概ね良好である。動物実験施設外の小規模飼養保管施設の一部において、飼育管理マニュアル(SOP)が整備されていないところが散見されることから周知徹底する必要がある。

5. 施設等の維持管理の状況

飼養保管施設は、実験動物管理者及び施設部・防災センターによる定期保守点検により、適正に維持管理されている。

6. 教育訓練の実施状況

基礎講習及び各飼養保管施設における教育訓練については概ね適正に実施されている。なお、各飼養保管施設の訓練実施の形式が統一されていないために、必要事項に漏れの生じることが考えられるので、防止の観点から統一フォーマットを作成する。